

教科書における文学とフェミニズム

－表現は自由であるのか－

佐々木 恵 理

1. はじめに

英語教科書を性差別の視点から検証する作業の中で、こと文学作品については、作品そのものが教材としてふさわしいかどうかを議論することは、これまで避けられてきたように思われる。なぜなら、教科書の中の作品を議論の射程に入れることは、作品または作家本人に問題を突きつける可能性が高く、教科書の文学作品を直接的に批判するためには打破すべき壁があまりに厚いためである。

この教科書と文学に関わる諸問題に一石を投じたのが、てんかん患者に対する差別的 content に関する論考⁽¹⁾である。そこでは、教科書で文学を扱うことの難しさと、文学を巡る議論の否定的側面が見事に浮き彫りになった。

1993年7月、日本てんかん協会は、角川書店発行の高等学校教科書『国語Ⅰ』（92年検定、94年度から使用）に転載された筒井康隆の「無人警察」の小説中に、てんかん患者に対する差別的表現があるとして、この小説の教科書からの削除、さらに文庫、全集の回収なども求めた。そのために、原作者である筒井は「言葉狩りと表現の自由」へと議論の矛先を転じたのであった。⁽²⁾⁽³⁾

こうした奇妙な論点のすりかえが起こり得たのは、ひとつには、原典の文学作品と教科書の中の文学作品の、表現形態としての絶対的な差異を無視したことにある。またもうひとつには、原作者が直接この議論に介入したために、筒井の文学者としての権威を失墜させることなく、差別問題を扱おうとする論客の姿勢の甘さが露呈した点である。次元の異なる要因が混在したことで、結果として教科書の中の差別表現についての有効な議論も起こらず、また責任の所在も放置されたままになってしまったと言える。

次の改訂から小説を削除することで双方は合意に達し、この事件は終結した。しかし合意とはいえ、筒井は、原作にも教科書中にも「差別的表現はない」とする主張を譲らず、また協会側は、教科書からの削除のみに満足してしまった。それでは、教科書にふさわしくなかったてんかん患者に対する筒井の表現は、教科書以外であれば差別的ではないのか。また、差別的表現はないと断言できるのであれば、筒井は教科書からの削除を受け入れる必要などなかったのではないかと、という疑問が残る。

教科書の中の文学作品に関しては、まず教科書に限定して論じることから始めねばならない。つまり、その作品が教科書の題材として適しているかどうかを判断するのが最初の手順となる。これは、教科書作成上の問題、すなわち教科書編集と検定の問題として処理されねばならない。しかしながら、その作品が教科書用の書き下ろしでない限り、必ず原作との突き合わせが行われるはずである。従って、実際には原作の差別表現そのものの是非を問う必要が生じるのである。これは、教科書編集とは別次元の問題であり、(教科書に採用された)原作者の作品を直接論じることになる。

教科書の作品を批判する際、このように議論の基準にゆれが生じ、一見矛盾するかのように見えるのは、作品のイデオロギーが原作から教科書の作品へと流れ出ているためである。この事件では原作者が議論に加わったために、上記の「矛盾」がいっそう具体的になり、かえって、「文学」と「教科書の文学」の関係性が透けて見えることになったと言える。

この教科書問題が曖昧さを残してしまった原因を解明してゆくためには、教科書と文学を結ぶ線を丁寧に辿ってゆかなければならない。それにはまず、一般に文学というものがどのように取り扱われているのかを明らかにする必要がある。そのうえで、作品が教科書という表現媒体に転載されることによって、「表現の自由」と呼ばれるものがどのように変質してゆくのかを分析せねばならない。

本稿では、文学作品が教科書に掲載されることの意味と、教科書という限定された枠組みの中での「表現の自由」とは何かということをフェミニズムの視点から考察したいと思う。そして、教科書の中で差別を温存する手段と

して、筒井が言うところの「表現の自由」が濫用されないために、最終的に「文学」そのものがどう変わってゆかなければならないのかを論じたい。なお、論の全般は特に英語教科書に限定するが、その多くは国語教科書⁽⁴⁾にも相通ずるものである。

2. 文学を取り囲む要塞

この章では、文学作品⁽⁵⁾というものと「表現の自由」とのつながりを再解釈するために、文学というものを死守する幾つかの砦について概観することから始めたい。その後で、これまで英語教科書の中の文学が性差別的観点から触れられずにきた原因を探ってみる。

文学がある種の聖域として守られているのは、古典や名作の文学的価値が絶対視されており、初めから一切の異論を挟むことをはばまれていることにある。読み継がれてきた「偉大な」作家の作品に異議を唱えることへの代償は、「文学的審美眼をもたない」という言葉を投げつけられることで支払われる。ある文学作品が生き延びてこられたのは、この「審美眼をもつ理解者」たちが歴史的にその文学を継承してきた結果である。そして、その作品ゆえにその価値は揺るぎないとの信仰が生まれるのである。

言うまでもないが、文学を継承してきた「審美眼をもつ理解者」の中心的存在は男性である。そして文学の解釈の手法には、周到に男性中心的な世界観が刷り込まれているので、古典や名作の中の性差別的な不快さは、それは読み手の文学的感性の違いから起こるのだと処理されてしまう。当然多くの女性も、この世界観を内面化しているために、無意識に男性の論理に従って読み取ってゆく。そして、文学批評における男性支配のイデオロギーは再生産され続けてしまうことになる。

文学の領域は、一般に時の社会風土や文化・イデオロギーを映し出すフィクションの場である。真理や事実を扱う科学や歴史でさえ常に社会的強者のバイアスがかかっている。まして、文学の領域は、真実か否か、善か悪かの基準をもち込むことを拒絶し、文学作品（の記述）は歴史的に修正され難い。こうした修正されない文学は、「不朽」という言葉で飾られて、絶対的な信

頼を勝ち取ることになる。こうした文学の特殊性は、文学史に名を連ねた作家や作品への崇拜や傾倒を作り出すことに加担するのである。

また、現代の作品でも時代特有の性差別性から無傷ではられない。その作品が放つ差別性は時代が生んだ共通認識の所産であり、必然的に、現代社会の男性中心的なプロットが広く容認されていることの証左となる。従って、現代人が読みたいと欲しその飢えを満たした作品は、広い読者層をもち、信頼性があり、決して批判されない待遇を受けることになる。

さらに「文学」というものが権威を作り出し得るのは、芸術の名のもとに全てが肯定され、全てが免罪されるという芸術至上主義に依拠した美意識で成り立っているからである。こうした芸術至上主義的美意識は、男性から見た「美しさ」の基準の押し付けであり、女性のそれは封印されたままである。

女を知覚し、描写し、定義づけたものを男は理論化し、空想化し、それを科学や芸術という名で呼ぶことができる、とA・ドウォーキン⁽⁶⁾は言う。仮に芸術作品の中に人権無視や犯罪が顕在化することを指摘された場合、男性は言葉を失い、自己防衛の手段としてこの芸術論を用いて、自己の理論を正当化することが多い。こうして作品の中の性差別に関する政治的な善悪の判断は、文学の芸術性ゆえに情状酌量の余地ありとして保留され、不問に付されることになる。さらに、性描写があったり性犯罪がプロットに取り込まれた物語は、ポルノグラフィー（性の搾取）として機能するので、「問題（話題）作」として賛美されるという逆説的な側面ももっている。

さて、文学の卓越性を守る巧妙な芸術論が仮に有効でない場合、もうひとつの戦術である「表現の自由」が残されている⁽⁷⁾。一口に「表現の自由」とはいても、表現者は、その表現媒体によって言葉や言い回しを選択せねばならない。また表現を受け取る側は、コンテクストを吟味したうえで、そうした言葉や言い回しが差別的であるか否かの判断をしなければならない。この時コンテクストの全ては表現者の世界観を体現しているので、その表現者のもつ思想性やそれまでの表現の軌跡を無視して、短絡的に表現の差別性⁽⁸⁾を判断するのは危険である。

それでは、表現の自由の本質的な存在の意味とは何であろうか。

フェミニストたちは「男女平等」や「人権」という言葉が軽々しく使用されていることや、「表現の自由」という言葉のうわべの美しさに飽き飽きしている。なぜならそこでは常に、社会的、構造的な、強者／弱者、支配／被支配の力関係が看過されていることに気づいているからである。「表現の自由」は、誰がどのような立場で行使するかによって、そのベクトルを正反対の方向へ向かわせることもできるのである。

そもそも「表現の自由」とは、誰もが、何でも恣意的に表現できる権利のことをいうのではないはずである。この時「自由」とは、社会の支配者・強者・権力者のイデオロギーからの自由を意味し、被支配者は偏見と抑圧に耐えながらその自由を獲得するものである。ナチズムやファシズムに代表される全体主義的国家独裁体制において、被支配者の「自由」の意味は強められることになる。反対に、支配者の「自由」は容易に社会的弾圧に取って代わられし、イデオロギー操作やプロパガンダの手段となり得る既得権である。

また「表現の自由」は、別の観点からこう説明することもできよう。その発言の主体が社会の支配者・強者・権力者であろうとなかろうと、誰にも、誹謗・中傷・人権侵害など、他者を不当に卑しめたり、貶めたり、差別を助長するような表現を用いる自由などないということである。

田川健三はポルノグラフィーに関して、「悪い表現」への「規制の論理」に対して出て来る『表現の自由』の論理は、表現の持つ暴力性を見えない、ないし見ようとしぬ人々が圧倒的に多数をしめている場合には（中略）表現はそれ自体として絶対善なのだから、規制してはならない、という理屈を言いつのることになる⁽⁹⁾と言っている。つまり、前段における「表現の自由」を「善」とみなし、それを横滑りさせながら悪用する訳である。他者の人権を侵害しておきながらも「表現の自由」を振りかざし、あたかも自らが社会的弱者であるかのように振る舞う、歪んだ自己表現が横行しているのはこの際たるものであろう。現在声高に叫ばれている「表現の自由」の実態は、男性が「法的な主張」を通そうとして用いる恣意的なスローガンでしかない。

以上のことから、文学として表されるものは、伝統的文学批評偏重主義、芸術至上主義、そして「表現の自由」によって、段階的に守られていること

が分かるであろう。この文学を取り囲む三つの要塞は、時に使い分けられ、時に三つ巴になって互いを保護し合いながら、相互補完の関係となっていると言えよう。

教科書の中の文学を批判する前提として、文学を取り巻くこのような環境を俯瞰することは、決して無意味ではない。なぜならば、教科書の文学作品に異論を唱えようとするには、以上に見てきたような「文学というもの」に、否応なしに対峙させられてしまうためである。

そして、日本における英米文学⁽¹⁰⁾の場合は、さらに英語という言語とも対峙する必要が生じるのである。英語が読めずして英米文学を語るべからずという脅迫⁽¹¹⁾である。こうして、文学を語ろうとするときに新たな壁を作る結果となる。そうであれば、文学作品を批判することさえまなぬのに、ましてそれが英語であれば、あまり深入りするまいという気持ちが働くのは当然であろう。これまで英語教科書の中の文学作品について、根本的な議論を呼び起こし難かったのはこのためでもある。

それでは、教科書の中の文学作品を批評する際にもち出される「原作」の意味は何であろうか。次の章では、教科書の「表現者」を巡って論を進めたい。

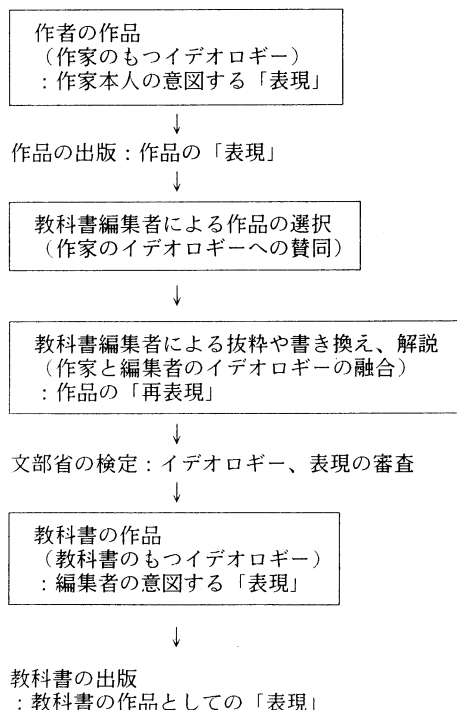
3. 教科書の表現者と「表現の自由」

教科書の文学作品は、既存の作品に基づいた教科書用の小品である。そこには、「作家の作品」としての表現形態と、「編集された教科書という作品」の表現形態が共存していることになる。教科書の文学は「作品の創作」という意味においては、原作者と編集者⁽¹²⁾との合作であると言える。

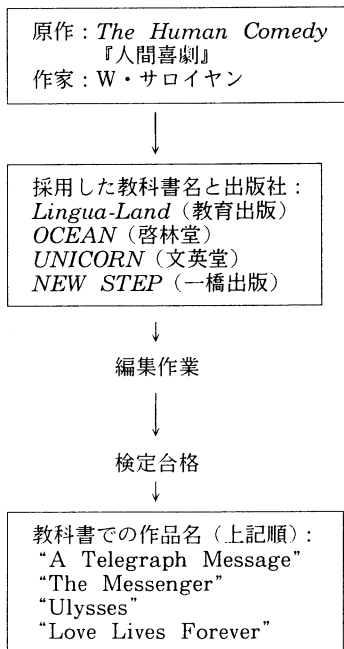
しかしながら、「表現者」という観点から見ると、その作品を教科書として表現したのは、もはや原作者ではない。具体的に既存の作品が教科書に転載される過程を（図1）に見てみよう。編集者はまず教科書に適していると思われる作品を選択する。これは、編集者が原作者のイデオロギーに賛同しているということを意味している。それから次に、編集者は教科書用に抜粋や書き換えを行い、原作者が表現した作品を新たに表現し直すことになる。実際、作家が如何に作品を世に送り出そうとも、教科書の内容として採用さ

(図1) 既存の作品が教科書に転載されるまで

一連の流れ



例



註

- *「例」は高等学校『英語Ⅱ』（93年検定、95年度から使用）の22社49冊に限る
- *「教科書名」は一般に用いられている略称である
- *「教科書での作品名」中、上から二作品は同一テーマである

れなければその作品は教科書として表現され得ない。また、採用されたとしても、切り貼りされて改変されてしまえば、もはや純粋に原作者の表現であるとは言えないことになる。言い換えれば、教科書に掲載された瞬間から、その作品は原作者の手を離れて教科書の中の「表現」として公になる。これが教科書に採用されるという意味なのである。編集者は教科書の表現者として、原作者とは異なる次元の権利を行使できるのである。⁽¹³⁾

ここで再度、冒頭で取り上げた「教科書問題」と重ね合わせると、以下の

ような結論になる。まず、教科書の作品の表現者は編集者（出版社）なので、差別性を議論するのに、原作者と話し合いをもつ必要は（それが可能であっても）ないし、反対に原作者が積極的に介入すべきでもない。また原作者は、教科書に転載された作品について、自らの「表現の自由」を掲げて権利を主張することはできない。⁰⁴つまり教科書の作品は、むしろ原作者から乖離することでしか成り立ち得ないもうひとつの文学なのである。

4. 教科書で「表現の自由」を濫用されないために

過去の英米文学の多くは、性差別的なイデオロギーを内包している。ごく少数を除いて、近(現)代の女性の手によって書かれた作品でさえ、その時代の社会構造や価値尺度を反映して、空気と化した性差別イデオロギーを縫い込みながら表現されていることが多い。もちろんそうした女性の作家は主體的言語をもたず、借り物の言葉で語らざるを得なかったと斟酌できよう。そして、これと同種のことが日本でも、またおよそ近代国家としての変遷を遂げた国々においても当てはまるに違いない。文学作品の中の女性を取り巻くイデオロギーをフェミニズムの視点で再吟味するならば、如何に「偉大な作家」の作品といえども、非自覚的な性差別主義者の作品としての汚名は免れ得ないのである。

K・ミレットは『性の政治学』において、辛辣でかつ熱烈な文学批評を展開した。1970年に出版されたこの本は、今なお、文学を女性の視点で読み直し批判する際の原典とも言える存在であろう。またドウォーキンも『インターコース』で、性やポルノグラフィーというフィルターを通して、文学の中で如何に女性が物化されて、女としての性を演じさせられ続けてきたかを鮮やかに論じている。こうした論は、オセロゲームで一見優勢に見える盤上の領地の色が、たったひとつの石によって瞬時に反転する可能性が残されていることに似ている。つまり、文学作品を批判する軸を転換することによってのみ、従来では不可視となっていた「真実」を洗い出せることを証明したのである。だが、文学を読み直す過程において、フェミニストの多くは解決困難なジレンマに直面しているのである。

歴史の「コロンブスはアメリカ大陸を発見した」という言説は、「上陸した」と一様に訂正されるに至った。これは、征服者（支配者）の来歴のみを歴史観とし、それを言語化してきたことに対するささやかな勝利と言えるであろう。

だが、歴史がこのように力の偏りを揺り戻して修正される一方で、文学の読み直しは容易には修正され得ない。文学批評は、読み手にその解釈を全て委ねるという広義の文学批評と、男性視点で基礎を固め、緻密に理論構築された文学理論を強要する狭義の文学批評の二点に収斂される。そして前者は、論理性を欠く情緒・感慨としての稚拙な「感想文」としては広く受け入れられるが、正規の文学批評とはみなされにくい。また後者は、万一「誤読」してしまうと糾弾の憂き目に合う危険性を常に伴う。必然的に、男性が構築してきた文学理論が破綻することを恐れるあまり、伝統的な読みを崩さない「謙虚さ」が要求されるのである。

C・G・ハイルブランは、女性がフェミニスト批評を実践しようとする際の「恐れ」をこう説明する。「男性たちがつねに楽しんで教えてきた偉大な文学へのアプローチから、切り離されはしないか、と身震い」し、「ある偉大な古典を研究中の一女子学生は、べつの女子学生が、ずっと昔に亡くなった有名作家の、ジェンダーについてのイデオロギーを分析するのを聞いてうろたえ」、「彼女はようやく入ることができた聖域の偶像たちを変わらぬままにしておきたい、そうすれば彼らを崇拝できるし、懐疑的な人々がもたらす危険から彼らを守ることができるのに、と思う」⁽¹⁹⁾。こうした状況は、文学を批評するフェミニストに常につきまとう二重拘束である。

「アウシュビッツはなかった」という歴史の読みについて、日本でもその「表現」が問題発言として政治的にも淘汰されたことは記憶に新しい。⁽¹⁸⁾ ドイツの連邦憲法裁判所は1994年5月、こうした言説は憲法で保障する表現の自由には当たらず、公的な場では禁止できるとの判断を下し、この問題が政治的課題であることを広く確認させている。しかしながら、文学の中で繰り返される性差別の「表現」は政治的な問題とはみなされずに放置されている。文学批評には、男性に不利益をもらたさない政治性に偏った社会構造の力学

が働いている訳である。

またもうひとつここで指摘すべきなのは、この日本という国の文化において元来「批評する」という精神的土壌はあるのかという懷疑である。映画を酷評した番組が打ち切りになった事件は批評・論評を行う土壌の脆弱さを示す著書な例である。日本のマス・メディア、書籍・雑誌など出版物の、批評が「表現される」媒体の内部に、真の批評が存在しているとは言い難いのである。そして文学を批評するあらゆる表現媒体も、断じてその例外ではない。

文学を批評するとは、ミレットが言うように、「お義理的にお世辞を並べ連ねることではなく」また「売らんかな的商売のトリックで隠しながら、同意できないものに『共感できる作品』と本意を見せない」ようなものであってはならないはずである。もしアカデミズムというものが論争のために存在しているのならば、⁽¹⁷⁾文学という範疇におけるアカデミズムのあり方には疑問を抱かざるを得ない。

教科書の文学作品の選択・掲載という一連の流れの中で、作品を十全なる批評精神で論じようとするためには、こうした「文学」というものの背後に潜む幾重にも絡まる鎖をひとつ一つ断ち切らなければならない。それなくしては、教科書に掲載される作品の権威と闘うことは困難を極めるであろう。教科書で表現される文学の問題は、文学そのものの従来の読みに対して異論を唱え、批評・論議し、それが有効であることの社会的合意を得ることに始まる。そのうえで、文学というものを政治的側面から一度解体させ、如何に全般的な文学史のカノンの見直しを進めてゆけるかにかかっているのである。⁽¹⁸⁾このカノンの見直しこそ、教科書の文学の「修正」に連動してゆく大きな力となる。構造的な抑圧から抜け出すためのこうした試みは、フェミニズムの諸問題が多面的にそして重層的に解決されねばならないことの象徴であると言える。

教科書の『指導書』の作品紹介に、名作・古典・ピューリッツア賞という言葉が並んでいる。⁽²¹⁾これは、教科書の作品が、男性視点の男性による作品が普遍的であるという認識に立つ文学史から選択されているひとつの証拠である。男性が歴史的に名を残してきたのはそこから女性を排除してきたからに

過ぎない。文学に限らずあらゆる学問分野の歴史において、「消されてしまった」女性たちの発掘と、カノンの修正は、現在そして今後も、様々な分野でフェミニストが抱える重大な課題なのである。

教科書の中の文学を女性の手に取り戻すためには、女性による新しい文学の創造にも期待できる。これは、女性の主体的な表現者を拡大することである。そしてさらに、男性の想像力や「幻想」では生み出すことのできない、生身の人間としての女性、等身大の女性の姿が事実として「創造される」ことである。そのことがひいては教材としての作品を選択する幅を広げることにつながってゆく。そして教科書の中で表される女性像は、今よりもっと多様な姿で描写されるであろう。

しかしながら、文学そのものが性差別性をどこまで排除しながら創造され得るのか、またそのような文学作品が教科書に生かされるようになるのはいつなのかという問いに答えるためには、今しばらく忍耐強く時を待たねばならないであろう。男性の言葉を借りれば、「芸術は長く、人生は短い」のである。

性差別の視点から教科書の中の文学作品について異議申立てをすることこそが、言論の自由として保証されねばならない。ましてや、異論を唱えることが「表現の自由」に抵触するなどという根拠のない権利の行使にすりかえられたり、「表現の自由」そのものが濫用されてはならないのである。そして、現在教科書の中で「表現」されている、国家や体制におもねる作品が「表現の自由」として保護されないための戦略をもつことが逆に、文学そのもののあり方を問い直すことにつながるであろう。

このようにしか文学を語り得ず、また教科書に適した作品を掲載する困難な現状を悲観して、文学的趣や情緒とは一体何であるのかという素朴な疑問が生じるに違いない。仮に、人を理解し豊かな心の世界を描くのが文学の領域であるとしよう。文学がそのすばらしい創造の世界をこれからも担ってゆくのであれば、表現者は、あらゆる表現の可能性を模索するための葛藤を疎んじることがあってはならない。またそうした可能性を模索しようとする精神の向こうに新しい文学的趣や情緒が育まれてゆくことを信じたい。そして、

このような「文学」があって始めて、教科書にふさわしい文学の選択肢が多様性を持ち得ることになるであろう。

註

- 1 この問題の経緯と筒井の言説に対する明快な解釈は、塩見鮮一郎『作家と差別語』（明石書店、1993年）を、この問題と国語教科書については、桂秀実「差別とナショナリズム」『「超」言葉狩り宣言』（太田出版、1994年）を参照のこと。
- 2 具体的には、文部省への検定の取り消し、出版社への教科書からの削除、そして、作品の載った文庫、全集の回収である。回収については、てんかん協会側は後に勇み足であったと謝罪した。
- 3 筒井はこの論争中、「29年も前に書いた短編小説『無人警察』が高校の教科書に採択され、日本癩癪（ママ）協会から差別であるとして糾弾されたことを直接のきっかけとして、筆を断つことにした」として、断筆宣言をした。「断筆宣言」『断筆宣言への軌跡』（光文社、1993年）p.181。これを受けてマスコミも、それを取り上げる論客も、一気に「教科書問題」から「表現の自由」にまつわる「言葉狩り」、「表現の自主規制」等へと問題の焦点をずらしてしまった。
- 4 国語教科書の作品・物語については、すでに幾つか報告がされている。だが、性別役割分業の視点以外の「文学論」はほとんどないといえる。唯一、掘り下げた議論が展開されたのは、高等学校『国語Ⅰ』（向学図書）、『国語Ⅱ』（東京書籍）に掲載されている、「春の日のかげり」（島尾敏雄）についてである。これは旧制高校の「私」を通して語られる「疑似強姦」の物語である。「討論・国語教科書中の性差別を考える」『社会文学』第9号、日本社会文学会（不二出版、1995年）
- 5 文学作品の定義については、渋谷孝『文学教育論批判』（明治図書、1988年）の「文学作品であることの根拠は何か」に詳しい。ここでは、「国語」教材としての文学作品の定義が整理されている。なお、本論で、「教科書の中の文学（作品）」という場合は、物語・読物・創作など多義の「作品」として捕らえている。
- 6 Doworkin, Andrea *Pornography: Men Possessing Women* (The Women's Press, London, 1990) pp.64-5 『ポルノグラフィー：女を所有する男たち』寺沢みづほ訳（青土社、1991年）
- 7 女性団体から抗議を受けたある出版社の編集長が、「抗議に対抗できる言い分は、言論の自由しかないよね」といった話がある。ここで問題になった本は、文学作品ではないと推察できるが、このような濫用の例は枚挙に遑がない。天笠啓祐「言論の自由なんてあるの」『ず・ぼん』②（新泉社、1995年）p.119。
- 8 如何に差別的表現を回避しようとしても、表現することは常に何らかの差別性を表

出させる。塩見鮮一郎は、例えば、リアリズム小説で一人の登場人物を創造するとき、国籍、性別、年齢、職業などの属性を表す記号は単なる差異性ではなく、表面には現れてこないシステム、すなわち差別の構造に依拠していると説明している。「はじめに・問いかけてくる〈差別〉」『言語と差別』（新泉社、1990年）pp. 10-12。

- 9 田川健三「表現という暴力」『女性学研究』5（大阪女子大学女性学研究センター論集、1997年）p.54。
- 10 英語で書かれた文学は、「英米」に限らない。しかし、英語で書かれた文学の「主流」は、英・米圏の、男性、白人、キリスト教系作家とすることができる。それ以外の文学には、その属性を表す「ユダヤ系」、「黒人」などが冠されるのが普通である。日本の研究においても、また教科書の中でも、この「主流」文学が中心である。
- 11 例えば、中国文学やイタリア文学であれば、その翻訳をもって作品を読んだとみなす寛容さがあるが、こと英語に関しては、原典を読むことを暗に強いられることになる。このことは文学に限らず、皮肉にも、フェミニズム・女性学にも当てはまる。特に日本では英語という言語の力が強大であることがその理由である。詳しくは、佐々木恵理「英語の性差別語と日本語人への影響」『ことば』17号（現代日本語研究会、1996年）を参照のこと。ノーベル文学賞が、様々な言語で書かれた作品を評価して決定されることから考えても、文学とその批評（鑑賞）は矛盾をはらんでいることが分かる。すなわち、翻訳で読む文学に真の文学批評はあり得るかどうかを一面的に論じることが不可能である。
- 12 教科書作りに携わった人は、一般に「著作者」として教科書に記されているが、本論では教科書の全般的編集作業、つまり、作品の選択や抜粋、書き換え、構成等を担うという意味で「編集者」で統一した。
- 13 小学校六年生の女子の作文「一路ばく進」が小学校教科書『国語六下 希望』（光村図書）に転載される際、原文にあった、女の先生の提案で始めたマラソンは、教科書では男子の学級会での提案に、「マラソンは、あきてしまったの？」という女の先生の言葉は、男の先生の言葉に変えられていた。この事実は、教科書見本の段階で指摘されたので、出版前に全て原文通りに戻された（『東京新聞』1980年5月9日付）。ここで行われたのは、単なる「書き換え」などではなく、性別役割分業を教科書で強調、固定化させようとする「操作」である。編集者はこのように、秘密裏に原文のイデオロギーを歪めることもできるのである。
- 14 言うまでもないが、作品そのものの差別性を議論の俎上に乗せるのであればこの限りではない。繰り返すが、原作者の作品と教科書の作品は、議論の次元が異なるので、それを同じ場で一括りにしようすると必ず矛盾と混乱が生じる。
- 15 「文学部におけるフェミニスト批評」『ハムレットの母親』（みすず書房、1997年）p.295

- 16 雑誌『マルコポーロ』（1995年2月号）の「ナチ『ガス室』はなかった」という記事について、ユダヤ人団体「サイモン・ビーゼンタール・センター」からの抗議を受け、文藝春秋はこの雑誌を廃刊した。ホロコーストはなかったという「アウシュビッツのうそ」は、これまで何度も反ユダヤ主義者によって繰り返されてきた。
- 17 毎日放送の番組「シネマチップス」（1996年4月29日放送分）で、女性アナウンサー三人が椎名誠の監督した『白い馬』について酷評したところ、映画製作会社「ホネ・フィルム」社長が抗議、後日番組中に謝罪のテロップを流し、アナウンサーは製作会社に反省文を提出した。その後椎名は、「モンゴル遊牧民の基本知識もないようなアナウンサー」が誹謗したこと、映画をバックアップする業務提携を結んでいた放送局のみが誹謗したことなどの内容の手紙を毎日放送社長に送ったことから、番組は7月に打ち切りになった。（『朝日新聞』1996年9月26日付）
- 18 Millett, Kate *Sexual Politics* (Virago Press, London, 1977, rep. 1993) p.xii. 『性の政治学』藤枝滯子他訳（ドメス出版、1985年）
- 19 『「ナチ「ガス室」はなかった』の論理を検証する」前出『ず・ぼん』②、p.23
- 20 カノンとは、文学・歴史・文化などの基準、正典の意。文学のカノンを見直すことは、従来の価値観や視点では不可視となっていた作品の再発見と認識、そして文学史の再構築である。真価は別として、ハロルド・ブルーム『西洋のカノン』がある。
- 21 『指導書』には、作家、文学作品の背景、鑑賞の仕方なども説明されている。特に「鑑賞の仕方」については、『指導書』の執筆者のイデオロギーを押し付けることになる危険性もある。“A Perfect Day for Kangaroo”（村上春樹「カンガルー日和」）について書かれているひとつの例を紹介する。この作品を「ポストモダンの日常に漂う若いカップルの不確かさ（曖昧なカップル）」の物語だとしたうえで、二人の脆弱さは、女性主人公にとってカンガルーの袋は、自分が生み出された母の子宮への胎内回帰にあると説明している。この短編の救いは、「一見頼りなげで、女を甘やかしているようだが、男は上手に女を『胎内回帰』から自らの子供を身ごもり、出産する勇氣、（中略）『前進』や『未来』としての子宮へと誘導していく風情」である、と読むよう指導している。（『題材の背景』*Dream-Maker ENGLISH SERIES II* 『指導書』、三省堂、1993年検定済教科書用）

その他の参考文献

- 伊東良徳他『教科書の中の男女差別』（明石書店、1991年）
 奥平康弘他『性表現の自由』（有斐閣、1986年）
 織田元子『フェミニズム批評』（勁草書房、1990年）
 「教科書別分析 3 国語Ⅰ」『高校の教科書に見る女性差別』（女性問題研究会、福

岡市女性センターアミカス、1994年)

グリーン, ゲイル他『差異のつくり方』(勁草書房、1990年)

佐藤洋子『女の子はつくられる』(白石書店、1987年、初版1977年)

日本ペンクラブ編『「差別表現」を考える』(光文社、1995年)

『ニュー・フェミニズム・レビュー②女と表現』(学陽書房、1991年)

『フェミニストジャーナル Fifty : Fifty 「6・3・3」の男女平等教育』(Click, 1993年)

湯浅俊彦『「言葉狩り」と出版の自由』(明石書店、1994年)

Doworkin, Andrea *Intercourse* (The Free Press, N. Y. 1987)